

## 届出制手数料表に係る手数料

### 【成功報酬型】

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%  手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】  ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%  手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料表には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。  
※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

### 【サブスクリプション型】

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円 1求人あたり1ヵ月 150,000円 成功報酬 0円  手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料表には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。  
※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

## 返戻金制度について

求職者が早期退職に至った場合、入社からの期間に応じて、紹介手数料の返金制度を設けています。適用条件等の詳細は別途求人者と取り交わす契約書にて定めるものとします。